

特定非営利活動法人 生きがいセンター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 生きがいセンターと称する。以下は「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市豊平区美園10条7丁目2番7号におく。

(目的)

第3条 本会は、本格的な高齢化社会に向けて、年齢にとらわれることなく自らの責任と能力において自由で明るく生き生きとした生活を送ることが必要と考え、同じ思いを共有する同志と共に福祉、介護保険等の事業を行い、福祉・介護の増進を始め社会教育の推進と共に、親子や高齢者と共に福祉村での生活体験や無農薬による野菜の栽培を通して環境の事を考え、生きがいセンターを地域住民に開放しまちづくりへの参画等広く公益に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は特定非営利活動法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち前条の目的を達成するため、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子供の健全育成を図る活動
- (6) 法第2条の別表に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 介護保険に係る事業
- (2) 施設等における行事・イベント等のお手伝い及びボランティアによる介護支援
- (3) 介護保険制度を広く理解、周知のための講習・相談に係る事業
- (4) 福祉村での自然体験及び研修事業
- (5) 環境に配慮した野菜作りに係る事業
- (6) 技能、人材者活用事業
- (7) 各種団体・サークル等への活動支援事業
- (8) 本会の事業に必要な編纂及び刊行
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項に掲げる事業活動の円滑な遂行に資するため、前項事業に関連する物品の斡旋・販売、役務の提供等の収益事業を行なうことができる。

第2章 会 員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 2 正会員は本会の趣旨に賛同し、加入する国内の個人及び団体
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が第6条第2項の条件に適合すると認められる時、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員は本会に納入した入会金及び会費の返還を求める事は出来ない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名する事が出来る。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は、本会の運営に支障を及ぼすと認められた時
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事 6名以上 10名以内

監事 2名以内

- 2 理事の中から理事長1名と副理事長1名を定めるものとし、常務理事3名以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長1名と副理事長1名は理事の互選により選任する。

3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事の中から選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねる事が出来ない。

5 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。

6 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。

4 常務理事は、理事会議決に基づき、本会の常務を処理する。

5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。

(報酬)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することが出来る。

3 役員報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の決議を経て細則で定める。

(顧問及び参与)

- 第19条 本会に顧問及び参与若干名をおくことが出来る。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第4章 会 議

(種別及び開催)

- 第20条 会議は、総会及び理事会とする
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき
 - (2) 正会員の5分1以上からの請求があったとき
 - (3) 法第18条第4項の規定により、監事が招集したとき
 - 4 理事会は、毎年4回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第22条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。
- 2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

- 第23条 総会には、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員を選任又は解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 本会の解散又は合併
 - (6) 前各号の他、理事会より議決された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項の他、次の事項を議決する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会に議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会する事が出来ない

(議決)

第26条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員または理事は前条、次条第1項(第27条)の適用においては出席したものと見なす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員または理事の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない

第5章 運 営 組 織

(委員会及び部会等)

- 第28条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。
- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

- 第29条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び職員若干名を置くことができる。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

- 第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第33条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

第35条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行なう。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、出席者の2分の1以上の同意を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道知事の認証を受けて効力を得る。

(解散)

第39条 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において出席者の4分の3以上の議決を経て選定する。

第8章 公告の方法

(公告)

第41条 本会に必要な諸手続において、法に定める公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(施行細則)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附則

- 1 この定款は、法第10条により、法人成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年度の5月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次にあげる額とする。

(1) 正会員	入会金	5,000円	会費年額	5,000円
(2) 賛助会員	入会金	2,000円	会費年額	3,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	山本 俊隆
副理事長	高慶 繁博
常務理事	中垣 克三
理事	横川 拓治

役職名	氏名
理事	斎野 正一
同	石川 克恵
監事	堀之内 利夫
同	浅井 富男